

JIS

Web サービス相互運用性－ WS-I ベーシックプロファイル 1.1

JIS X 7361 : 2010
(ISO/IEC 29361 : 2008)
(IPA)

平成 22 年 7 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	石 崎 俊	慶應義塾大学
(委員)	秋 間 升	財団法人日本規格協会
	浅 野 正一郎	国立情報学研究所
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	大久保 彰 徳	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	大 蒔 和 仁	東洋大学
	笥 捷 彦	早稲田大学
	加 藤 泰 久	日本電信電話株式会社
	木 戸 彰 夫	日本アイ・ビー・エム株式会社
	後 藤 志津雄	株式会社日立製作所
	佐 野 眞 一	社団法人電子情報技術産業協会
	関 根 千 佳	株式会社ユーディット
	高 橋 真理子	財団法人日本情報処理開発協会
	田 中 宏	総務省
	中 山 康 子	東芝総合人材開発株式会社
	橋 本 敏	総務省
	平 野 芳 行	日本電気株式会社
	伏 見 諭	社団法人情報サービス産業協会
	藤 村 是 明	独立行政法人産業技術総合研究所
	宮 澤 彰	国立情報学研究所
	山 田 隆 人	日本銀行金融研究所
	山 本 喜 一	慶應義塾大学
	渡 辺 裕	早稲田大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 22.7.20

官 報 公 示：平成 22.7.20

原 案 作 成 者：独立行政法人情報処理推進機構

(〒113-6591 東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス TEL 03-5978-7507)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：情報技術専門委員会 (委員長 石崎 俊)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット情報電子標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲及び序論	1
1.1 適用範囲	1
1.2 他のプロファイルとの関係	1
1.3 Basic Profile Version 1.0 からの変更点	2
1.4 基本原則	2
1.5 表記法	3
1.6 プロファイル識別及び版数	4
2 プロファイルに対する適合性	5
2.1 適合性の要件	5
2.2 適合性の対象	5
2.3 適合性の適用範囲	6
2.4 適合性の表示	7
3 メッセージ送受信	7
3.1 SOAP エンベロープ	8
3.2 SOAP 処理モデル	11
3.3 SOAP フォルト	12
3.4 HTTP での SOAP の使用	15
4 サービス記述	19
4.1 必ず (須) 記述	20
4.2 文書構造	20
4.3 型	27
4.4 メッセージ	29
4.5 ポート型	32
4.6 バインディング	33
4.7 SOAP バインディング	34
4.8 XML Schema の使用	44
5 サービスの公開及び発見	45
5.1 bindingTemplate	45
5.2 tModel	46
6 セキュリティ	47
6.1 HTTPS の使用	48
附属書 A (規定) 引用規格	50
附属書 B (参考) 拡張点	51
附属書 C (参考) 参考規格	53

	ページ
附属書 D (参考) 定義された用語.....	54
附属書 E (参考) 謝辞.....	55
附属書 JA (参考) 用語集.....	56
解 説.....	59

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権及び出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

白 紙

Web サービス相互運用性－ WS-I ベーシックプロファイル 1.1

Information technology－Web Services Interoperability－ WS-I Basic Profile Version 1.1

序文

この規格は、2008年に第1版として発行された **ISO/IEC 29361** を基に、技術的内容及び対応国際規格の構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項及び**附属書 JA** は、対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲及び序論

1.1 適用範囲

この規格は、WS-I Basic Profile 1.1 (以下、このプロファイルという。) を定義する。このプロファイルは非占有的 (non-proprietary) な Web サービス規格で構成され、相互運用性を向上させる規定の明確化、詳細化、解釈及び強化 (amplify) を含んでいる。

箇条 1 は、このプロファイルを紹介し、他のプロファイルとの関係を示す。

箇条 2 は、このプロファイルに適合しているということはどういう意味かを示す。

それに続く各箇条は、このプロファイルの構成要素となるそれぞれの規格について示すもので、次の二つの部分からなる。すなわち、構成要素となる規格及び拡張点 (extensibility point) を列挙した概要規定と、それに続いて、構成要素となる規格の個別の部分について示した細分箇条との二つの部分である。この規格の箇条番号と、引用規格の箇条番号との間には何の関係もないことに注意が必要である。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO/IEC 29361:2008, Information technology－Web Services Interoperability－WS-I Basic Profile Version 1.1 (IDT)

なお、対応の程度を表す記号 “IDT” は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“一致している” ことを示す。

1.2 他のプロファイルとの関係

このプロファイルは Basic Profile 1.0 に基づいており、これまでの正誤を反映するとともに、エンベロープのシリアライゼーション及びメッセージにおけるその表現に関連する要件を分離して外に出したものである。これらの要件は現在、Simple SOAP Binding Profile 1.0 に別個の適合性要求として含まれている。この分離は、エンベロープ シリアライゼーションの規定を定めるプロファイル (Simple SOAP Binding Profile 1.0, Attachments Profile 1.0 など) と連携して Basic Profile 1.1 を構成しやすくするためのものである。Basic Profile 1.1 及び Simple SOAP Binding Profile 1.0 に対する適合範囲を合わせたものは、おおよそ公開された